

6 (公社)全宅連発政策第 25 号
令和 6 年 11 月 29 日

都道府県宅建協会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
政策推進委員長 伊藤 良之
(公 印 省 略)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を
改正する法律の改正に伴う犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則等の一部
改正について（周知のお願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号。以下「改正法」という。）が 12 月 2 日に施行されることに伴い、申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カードについて、本人の写真の表示が不要となるとともに、改正法による健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）等の改正により、健康保険証等が廃止され、改正後の健康保険法等の規定に基づき、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が医療機関等を受診する際の資格確認のための資格確認書の提供が開始されることとなります。

上記に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届け出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部についても改正され、令和 6 年 12 月 2 日より施行されます。

本改正により、顔写真のない本人確認書類の対象から健康保険証等が削除され、資格確認書を追加するとともに、同本人確認書類に申請時に一定年齢に満たない者に交付する個人番号カード等を加える等所要の改正が行われます。

本件に関して、国土交通省を通じ警察庁より周知の依頼がございましたので、下記のとおりご案内いたします。

貴協会におかれましては、傘下会員方々に対しご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

■改正内容概要

・ 犯収法施行規則第 7 条関係

顧客等の本人特定事項等の確認の際に補完資料とともに用いることができる本人確認書類について、顔写真がない以下の書類等を追加するとともに、廃止される健

康保険証等を削除し、資格確認書が新たに追加されます。

- ・犯収法施行規則附則第 6 条関係

令和 6 年能登半島地震に係る特例について、施行から相当の期間が経過したことから、当該特例について廃止されます。

- ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令附則第 4 条関係

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の規定により、一定期間在留カード又は特別永住者証明書とみなすことされた外国人登録証明書について、在留カード及び特別永住者証明書と同様に顔写真がない場合は顔写真のない本人確認書類として扱う等の措置が講じられます。

- ・その他経過措置等（健康保険証等について）

改正命令の施行の際現に交付されている健康保険証等については、犯収法施行規則第 7 条第 1 号ハに掲げる書類とみなして引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設けられます。その期間は以下のとおりです。

（1）令和 7 年 12 月 1 日までに有効期間が到来するもの

→ 当該有効期間が到来するまで有効なものとして使用可能

（2）発行当時、有効期間が令和 7 年 12 月 2 日以降とされていたもの

→ 令和 7 年 12 月 1 日まで有効なものとして使用可能

■別添資料

- ・【別添 1】犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令（令和 6 年 11 月 29 日付官報号外第 277 号）
- ・【別添 2】「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」による関係命令の改正内容の周知について（依頼）（令和 6 年 11 月 11 日警察庁丁組一発第 595 号）

以 上